

中山間地域の農用地を守る皆様を支援します。

■中山間地域等直接支払制度（国事業）

～農業生産条件の不利な中山間地域等の農用地の維持・管理を支援～

1. 対象農用地

- (1) 急傾斜（田：1/20以上、畑・草地など：15°以上）
- (2) 緩傾斜（田：1/100以上 1/20未満、畑・草地など：8°以上 15°未満）
※市町村が特に必要と求めるものを対象
- (3) 小区画・不整形な田
- (4) 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- (5) (1)～(4)の基準に準じて都道府県知事が定める基準に該当する農用地

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者など

3. 交付単価

地目	区 分	交付上限単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜(15°以上)	11,500円/10a
	緩傾斜(8°以上)	3,500円/10a

※上記は交付金の上限単価です。取組内容によって交付単価は異なります。

4. 対象となる行為

- (1) 農業生産活動等
例) 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈等）
- (2) 多面的機能を増進する活動
例) 周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

5. 交付金の使途

交付金の使途は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので新規の方は令和7年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。